

閲覧所の臨時休日について

平成27年9月より、建設業不動産業課及び各建設事務所閲覧所においては、毎月の第2金曜日（同日が国民の祝日に該当する場合はその直前開庁日）を書庫整理のための休日とさせていただきます。

なお、毎月の最終開庁日については、従前どおり、閲覧をお休みさせていただきます。

建設業法の改正により、平成27年4月1日から閲覧制度が変更されたことに伴い、毎月最終開庁日の休日のみでは書庫整理への対応が困難となっております。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

上記内容に関するお問い合わせ先

愛知県建設部建設業不動産業課 建設業第二グループ

052-954-6503